

岐阜県公報

目 次

告 示

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂 防 課)

ページ

告 示

岐阜県告示第三百九十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十月八日

岐阜県知事 古 田 肇

妻木旭町	次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 土岐市妻木町
字東洞	五二番二の一 一号
字砂取	三〇五八番二一 二号及び三号
	三〇五八番二七 四号
	三〇五八番一九 五号及び六号
	三〇五八番一 七号
字東洞	四九番四 八号
	四九番一 九号
	五一番六 十号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県公報 号外 毎週

（火曜日）
（金曜日）

発行

（休日）
（休日に当たる）
（ときは翌日）

令和二年十月八日

令和二年十月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社